

高知市定額減税補足給付金（調整給付）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和6年6月18日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市定額減税補足給付金（調整給付）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援に資するため、新たな経済に向けた給付金・定額減税一帯措置として本市が実施する高知市定額減税補足給付金（調整給付）支給事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 高知市定額減税補足給付金（調整給付）（以下「給付金」という。）は、前条の目的を達成するために、本市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であつて、令和6年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、本市から地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税又は市町村民税が課される者を含む。）のうち市長が認めるものとする。ただし、第1号においては、令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除き、第2号においては、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者に限る。）

ア 3万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に一を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した額

(2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割（地方税法の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割をいう。以下この条において同じ。）の納税義務者

ア 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に一を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等（以下「確定申告書等」という。）から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

3 第1項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額及び同項第2号イの規定における令和6年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

(1) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ア 前条第1項第1号アに掲げる額

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

(2) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ア 前条第1項第2号アに掲げる額

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、給付金の金額の算定等の事

務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年6月3日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額の修正等については、市長がやむを得ないと認める場合を除き、同項に定める給付金の金額に反映しないものとする。

（受給権者）

第5条 給付金の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（支給の方式）

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、所定の確認書（以下「確認書」という。）を提出するものとする。

2 確認書の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる方式は、確認書の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限るものとする。

(1) 郵送申請方式（提出者が確認書の提出を郵送にて行い、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(2) 窓口申請方式（提出者が確認書の提出を市の窓口にて行い、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(3) 現金受領方式（提出者が確認書の提出を郵送又は市の窓口にて行い、市が現金書留の送付又は当該窓口での現金の交付により支給する方式をいう。）

3 市長は、第1項に規定する確認書の提出の受理に際して、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、提出者の本人確認を行うものとする。

（オンライン申請方式）

第7条 給付金の支給を受けようとする者のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下この条において「個人番号カード」という。）を所持している者は、前条の規定にかかわらず、オンライン申請方式（個人番号カードにより申請者本人であることを証した上で、国が整備するシステムを通じて電子申請を行い、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）により申請を行うことができる。

（支給の申込み）

第8条 前2条の規定にかかわらず、市長は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、公金受取口座情報を取得できた者等であって、第3条第1項に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者（以下「支給申込対象者」という。）に対し、所定の支給申込書により給付金の支給の申込みを行うことができる。

2 前項の申込みを受けた支給申込対象者は、市長が別に定める期日（以下「申出期日」という。）までに所定の届出書による登録口座の変更又は受給の辞退を申し出ることができる。

（代理による確認書の提出等・受給）

第9条 支給対象者に代わり、代理人として第6条の規定による確認書の提出及び給付金の受給を行うことができる者は、次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日において支給対象者の属する世帯の世帯構成員

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(確認書の提出期限等)

第10条 第6条の規定による確認書の提出の受付は、市長が別に定める日から行うものとする。

2 第6条の規定による確認書の提出期限は、令和6年9月30日とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたものは、令和6年10月31日とする。

3 第7条の規定によるオンライン申請の期限は、令和6年9月23日とする。

(支給の決定等)

第11条 市長は、第6条第1項の規定による確認書の提出及び第7条の規定によるオンライン申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、適当と認めたときは、当該支給対象者に対し、給付金を支給する。

2 市長は、支給申込対象者から申出期日までに第8条第2項に規定する申出がなかったときは、支給の申込みに同意したものとみなして支給を決定し、当該支給申込対象者に対し、給付金を支給する。

3 市長は、支給申込対象者から第8条第2項に規定する登録口座の変更に係る申出があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、適当と認めたときは、当該支給申込対象者に対し、給付金を支給する。

4 市長は、支給申込対象者から第8条第2項に規定する受給の拒否に係る申出又は支給対象者の要件を満たさないことの申出があったときは、当該支給申込対象者に対し、給付金の支給は行わないものとする。

(給付金の支給等に関する周知等)

第12条 市長は事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書提出の方法等の事業の概要について、広報紙への掲載その他の適切な方法により住民への周知を行う。

(確認書の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第10条第2項に規定する提出期限までに第6条第1項の規定による確認書の提出が行われず、かつ、同条第3項に規定する提出期限までに第7条の規定によるオンライン申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が、第11条の規定による審査又は支給決定を行った後、当該審査又は支給決定に係る確認書、第7条に規定するオンライン申請の内容及び第8条第2項に規定する登録口座の変更に係る届出書(以下「確認書等」という。)の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、確認書等の補正が行われないうことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により、給付金を支給できなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第14条 市長は、第11条の規定により給付金の支給決定を受けた者が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたことが明らかになったときは、当該支給決定を取り消し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

2 市長は、給付金の支給を受けた者が修正申告等により新たに高知市住民税非課税世帯等生活支援給付金支給要綱(令和5年5月12日制定)に規定する高知市住民税非課税世帯等生活支援給付金(以下「生活支援給付金」という。)の要件を満たすこととなり、生活支援給付金に係る申し立てがなされ、生活支援給付金を支給する場合は、必要に応じて給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月18日から施行する。